

気象災害（台風、暴風雨、浸水、土砂災害、雷・突風・竜巻）対応

- ☆児童生徒の安全確保を最優先する。
- ☆正確な情報収集（防災気象情報、河川情報、習志野市の避難情報、公共交通機関の運行状況、通学路の状況等）
- ☆「危機管理は消火より防火」（事前の準備と早めの対応）

平時から

- ・ハザードマップで危険な場所を確認する。※本校学区は浸水想定区域
- ・停電等により保護者と連絡が取れない場合を想定し、複数の連絡方法を決めておく。外国語にルーツのある保護者との連絡に注意。

前日

- ・年度はじめに発出する気象に係る登下校の保護者あて文書が原則。
- ・①校長は、明日、台風に係る警報が発令されることが確実視されたら、「臨時休業」「登校時間変更」「下校時間変更」「給食の有無」を判断。
- ・②校長は、「明日の登校後に判断する」としても
全職員に周知の上で、→テトルで保護者に連絡。下記を参照。
※校長は、中学校区の小中学校と保育所、こども園と情報共有する。
※職員は、明日の出退勤方法の確認、昼食準備。
※校長は、市教委への報告を忘れずに。
※明日に停電発生や警報が午後解除されずに夕方遅くまで下校させられない事態もありうるので、できるだけ前日判断を心がける。
- ・③校長は、放課後児童会（児童育成課）、放課後子供教室（社会教育課）の開室時間を確認しておく。

当日

- ・原則として、職員は教室で子供たちを出迎えて、安否確認。
- ・管理職は、気象に関する情報を随時把握。
- ・前日の②となった場合、
 - A 保護者への引き渡し「本当に保護者か？」
 - B 方面別集団下校（玄関まで職員は極力見届け）※通学路変更も
 - C 下校時刻の変更
 - D 学校待機等 ※保護者の希望や家族が不在の場合も。

※A：災害発生の可能性がある場合は、無理に迎えに来ることがないように。

※B：職員は予め決めておいた方面別担当。

※C：職員は予め決めておいた方面別担当で、横断歩道など危険箇所に立つ。
雨が止んでも通学路の安全（河川、道路等）を十分に確認する。

※D：オープンスペースや教室待機（窓近くは危険）など。子供に不安を与えず、かつ掌握しやすいように。備蓄倉庫から食料や水を出して子供に配付して可（危機管理課に確認済み）。

※状況によっては、下校後の児童の安全確認を行う。

※校長は、必要に応じて、学校の状況等を市教委に報告や支援要請。

※学校は避難所指定のため、職員は避難所を支援する。又、教育活動を継続。

事後

- ・人的、物的被害がないかを確認し、市教委に報告。
- ・被害を受けたら、スクールカウンセラー等による心のケアを。

（令和元年10月31日 県教委 教安第869号 「風水害発生等時における児童生徒等の安全確保の徹底について」参考）

（令和7年1月 市教委「学校防災マニュアル作成ガイド」参考）

参照 令和3年10月1日（金）台風16号の対応において（メール文）

「明日は通常登校○明日（10月1日）は、通常登校・通常日課で行い、給食も提供します。

ただし、「通常通り」の連絡があったにも関わらず、6：00の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合は自宅待機とします。また、警報等が解除され登校が可能になった場合は、緊急連絡メールで登校を可能とする時刻と授業開始時刻をお知らせします。

なお、10：00の時点で引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とし、再度、緊急連絡メール及び Teams の連絡フォームでお知らせします。

○明日（10月1日）の天候状況等によっては、下校時刻を遅らせる場合があります。

その際は、メールでお知らせいたします。ご家庭で下校時刻が遅くなった時の対応について事前に話し合っておいてください。

○下記①～③の場合は、臨時休業とはなりませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。その場合、必ず学校に保護者が

電話またはFAXで連絡をしてください。その際、気象情報（警報等）が発令されているか、保護者が確認してください。なお、保護者の判断により登校を見合わせた場合は「出席停止・忌引」に該当するため、児童を遅刻・欠席とはしません。

①台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。

②急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。

③その他、通学路において安全が確保されていない場合。

○詳細につきましては、今年度4月に配布しました「天候悪化等への対応について」の文書か、本校ホームページをご覧ください

よろしくお願いいたします。